

吉川市職員採用試験受験案内



吉川市が求める人材

吉川市では、理想の職員像を「チャレンジ精神と経営センスを持ち、絶えず自己と仕事の変革に取り組む職員」としています。

つまり、去年と同じようにやればいい、言われたことだけをやればいい・・・のではなく、さらに住民サービスを向上させるためにはどうしたらよいか、それを自ら考え、チャレンジし、変革できる人こそ、吉川市が求めている人材です。

第1次試験（書類選考）

第2次試験（筆記試験）

※受験対象：書類選考を通過された方

<日程> 平成29年9月17日（日）

<会場> 吉川市役所第二庁舎（予定）

※受験申込状況により、会場が変更となる場合があります。

募集職種等

【採用後の配置について】

・採用後の配置先については、受験資格による差異はありません。

▼平成30年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人数	受験資格（各試験区分全ての●に該当する方）
記号	職種		
F	一般事務 （民間企業等経験者・ スポーツ枠）	若干名	●昭和33年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 ●次の①～③いずれかに該当する方 （複数に該当する場合は、最も自己セールスできるものを選択してください） ①平成22年4月1日から平成29年6月30日までの期間で、継続した <u>3年以上の職務経験</u> がある方（※1） ②プロスポーツ選手として活躍している又は活躍していた方（※2） ③スポーツの全国大会、国際大会等において選手として出場し、入賞等の優秀な実績がある方（※3）
G	一般事務 （民間企業等経験者・ スポーツ枠） 【身体障がい者対象】	若干名	●昭和33年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 ●次の①～③いずれかに該当する方 （複数に該当する場合は、最も自己セールスできるものを選択してください） ①平成22年4月1日から平成29年6月30日までの期間で、継続した <u>3年以上の職務経験</u> がある方（※1） ②プロスポーツ選手として活躍している又は活躍していた方（※2） ③スポーツの全国大会、国際大会等において選手として出場し、入賞等の優秀な実績がある方（※3） ●次のすべてに該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている ・自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務を遂行できる ・活字印刷文により筆記試験が可能である

◆ 受験資格内の※1～3については次のページの受験資格注意事項を必ずご確認ください

◆ 受験資格注意事項

※1【職務経験について】

- ・職務経験とは、同一の民間企業・官公庁・NPO法人・自営業等において、常勤（一週間の正規の勤務時間数が30時間以上）として就業していた期間とします。
- ・JICAにおけるボランティア活動は、職務経験とみなします。
- ・連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇及び育児休業、介護休暇は除く。）は職務経験から除きます。

※2【プロスポーツ選手とは】

- ・報酬を受け取っていたことやプロスポーツ選手として契約していたことだけを条件としません。プロスポーツ選手であると自身で意識して活躍されていたすべての方を対象とします。なお、様式3においてプロスポーツ選手として活躍した実績等の記入をお願いします。
- ・第1次試験を通過された方については、プロスポーツ選手としての実績を表すもの（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し、契約書の写し、チームに所属していたことが分かる書類等）の提出が必要です。

※3【大会の定義、実績について】

- ・国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、全国大学選手権大会（インターカレッジ）等の全国大会や、オリンピック、世界選手権等の国際大会に選手として出場して入賞等の優秀な実績を収めた方が対象です。なお、実績や大会の名称については様式3において正式名称の記入をお願いします。
- ・第1次試験を通過された方については、実績について証明できる書面（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し等）の提出が必要です。

その他

■次に該当する人は地方公務員法第16条の規定により受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③吉川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

応募方法

▼提出書類



書 類	対 象
① 申込書兼整理票・受験票（様式1）	受験者全員
② 履歴書（様式2）	受験者全員
④ 自己セールスシート（様式3）	受験者全員
⑤ 身体障害者手帳の写し	試験区分Gを受験される方
⑥ 返信用封筒 ※詳細は、申込方法の郵送欄をご覧ください	郵送で申し込まれる方

提出書類の注意点

※①、②にそれぞれ写真（縦4cm、横3cm）を貼り、各様式の記入に当たっては、様式1に添付されている「記入上の注意」を参照してください。

※受験資格のうち「②プロスポーツ選手として活躍している又は活躍していた方」について、申込された方で第1次試験を通過された場合は、第2次試験時に自己セールスシートに記載されたプロスポーツ選手としての実績を表すもの（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し、契約書の写し、チームに所属していたことが分かる書類等）の提出が必要です。「③スポーツの全国大会、国際大会等において選手として出場し、入賞等の優秀な実績がある方」で申込された方についてもスポーツ実績を証明するもの（新聞雑誌の掲載記事、賞状の写し等）の提出が必要です。

▼申込方法（直接提出または郵送）

区分	項目	説明、注意事項など
直接提出	受付期間	平成29年7月24日（月）～8月7日（月） （土・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時まで）
	受付場所	吉川市役所本庁舎2階 政策室職員担当窓口
郵送	受付期間	平成29年7月24日（月）～8月2日（水）の消印有効
	宛先	〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1 吉川市役所 政策室職員担当 宛 ※封筒の表面に「採用試験申込書在中」と朱書きして、簡易書留郵便で送付してください（普通郵便等による郵送事故等については、責任を負いません）。
	その他	受付後に受験票を送付しますので、次の返信用封筒を同封してください。 ・長型3号（23.5cm×12cm） ・表面に受験者の郵便番号、住所、氏名（様を付ける）を記入 ・392円分の切手を貼付（簡易書留郵便にて返送します） ※なお、8月14日（月）までに受験票が届かない（返送されない）場合は、8月15日（火）午後5時までに必ず電話でご連絡ください。

試験内容

試験	試験内容	可否通知
第1次試験 【書類選考】	自己セールスシート （申込時に提出） 職務等の経験の内容やその経験により培われた能力や技術、吉川市行政への関心や貢献意欲、表現力を評価	平成29年9月上旬に吉川市ホームページ及び吉川市役所政策室前掲示板にて合格者を発表します（受験番号掲示）。なお、 <u>合格者にのみ郵送で通知します。</u>
第2次試験 【筆記試験】 9/17（日）	教養試験 （120分） 小論文試験 （60分） 公務員として必要な一般知識及び知能についての多肢択一式試験 公務員として必要な文章作成能力及び課題に対する理解力についての記述式試験	第2次試験受験者 全員に郵送 （10月中旬）
第3次試験 10月下旬	個別面接、集団討論、心理適性検査	第3次試験受験者 全員に郵送 （11月中旬）

◆ 試験内容の注意事項

- ※第1次試験の合格発表日及び可否については電話ではお答えしかねますので、ホームページや掲示板での確認、合格者の方につきましては併せて通知にてご確認ください。なお、合格者の方で9月11日（月）までに合格通知が届かない場合は、必ず政策室職員担当までご連絡ください。
- ※第2次試験、第3次試験の日時や会場等については、合格通知にてお知らせいたします。
- ※最終合格者は、平成30年4月1日（予定）に採用されることとなります。
- ※集団討論は受験者数により行わない場合があります。
- ※最終合格者は、職務歴確認のため、民間企業等の職歴証明書等の提出が必要です。確認できない場合は、採用候補者名簿から削除されます。

注意事項

- (1) 提出された書類は、返却いたしません。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽等があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。
- (3) 受験に当たり、介添え等が必要な場合は、お申込みの際に申し出てください。
- (4) 次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行います。

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者 （本人来庁の場合に限る）	順位	各発表日から6か月間 （土日祝日を除く午前8時30分～午後5時）	吉川市役所本庁舎2階 政策室（職員担当）

給与・勤務条件（平成29年4月1日現在）

（1）給与

①卒業後、直ちに採用された場合の初任給（地域手当含む）

区分	初任給
大学卒	195,888円
短大卒	177,656円
高校卒	165,148円

②職務経験等がある場合、前述の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。

【例】大学卒業後に職務経験等がある場合の初任給モデル（地域手当含む）

年齢	職務・スポーツ経験年数	初任給
30歳	8年	239,560円
40歳	18年	297,224円
50歳	28年	322,770円

③各種手当

支給要件に該当する人には、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当などが支給されます。

④賞与

6月と12月に、期末手当及び勤勉手当が支給されます。

（2）勤務時間及び休日・休暇

勤務時間は、午前8時30分から午後5時までで、土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）が休みとなります。ただし、配属先によって異なる場合があります。

また、休暇制度として、年次有給休暇（年間20日付与）、結婚・出産・忌引きなどの場合に与えられる特別休暇、疾病療養のための病気休暇などがあります。

（3）福利厚生

共済制度により、住宅、自動車などの購入時に利用できる低利の貸付や、ディズニールランドや映画館、スポーツクラブ、飲食店などの割引制度、契約旅館などの補助制度があります。

（4）子育て支援制度

- ・子供が3歳になるまでの間休業できる、育児休業制度
- ・小学校就学前の子供を養育するため、1日2時間まで取得できる部分休業制度
- ・小学校就学前の子供を養育するため、勤務日数、勤務時間を短縮できる育児短時間勤務制度
- ・1歳になるまで子供を養育するため、1日につき60分まで取得できる育児休暇制度
- ・小学校就学前の子供を看護するため、年間5日の範囲で取得できる看護休暇制度
- ・妻が出産する際に取得できる出産補助休暇制度、育児参加休暇制度

<お問い合わせ先>

吉川市 政策室 職員担当
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
電話 048-982-9695（直通）
FAX 048-981-5392

